

議案第52号

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

令和3年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

人事院勧告に基づき、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改正することに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

(議案第52号) 二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条関係</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年二宮町条例第33号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第1条関係</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年二宮町条例第33号)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第2条関係</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>第2条関係</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第14条の2第3項及び第15条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の2第3項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び二宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年二宮町条例第33号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3・4 (略)</p>